**施設長の資格要件等**

**（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）**

特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームの施設長は、下記(1)から(3)のいずれかに該当する者でなければなりません。

　(1) 社会福祉主事の要件を満たす者

　(2) 社会福祉事業に２年以上従事した者

　(3) 社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者

各施設の施設長の変更届を提出する際には、施設長の経歴書と併せて、資格要件を満たすことが分かる書類を添付してください。

根拠規定

* 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年３月31日厚生省令第46号)」第５条
* 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年７月１日厚生省令第19号）」第５条
* 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年５月９日厚生労働省令第107号）」第５条

社会福祉主事に関する規定

* 「社会福祉法（昭和26年３月29日）」第19条